

令和7年11月定例会

# 総務政策常任委員会会議録

令和7年12月4日～5日

場 所 第2委員会室



令和7年12月4日(木曜日)

委 員 外 山 衛

午前9時59分開会

委 員 山 内 いっとく

委 員 今 村 光 雄

委 員 松 本 哲 也

会議に付託された議案等

委 員 河 野 通 博

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正  
予算(第4号)

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

○議案第3号 宮崎県森林環境税条例の一部を  
改正する条例

説明のため出席した者

○議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一  
部を改正する条例

総合政策部

総 合 政 策 部 長 川 北 正 文

○議案第8号 宮崎県住民基本台帳法施行条例  
の一部を改正する条例

政 策 調 整 監 大 東 収

県参事兼総合政策部次長  
(政策推進担当) 佐 野 晃 浩

○議案第11号 工事請負契約の変更について

総 合 政 策 部 次 長  
(県民生活担当) 長 友 修 一

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

部参事兼総合政策課長 中 村 智 洋

広 域 連 携 課 長 酒 匂 晋 也

○議案第15号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

秘 書 広 報 課 長 佐 藤 純 一 郎

広 報 戦 略 室 長 小 山 圭 一

○議案第18号 当せん金付証票の発売について

統 計 調 査 課 長 芝 吹 政 明

○議案第22号 令和7年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

総 合 交 通 課 長 松 田 隆

中山間・地域政策課長 濱 川 哲 一

○議案第30号 職員の給与に関する条例等の一  
部を改正する条例

産 業 政 策 課 長 川 崎 智 子

デジタル推進課長 福 崎 寿

○議案第32号 知事等の給与及び旅費に関する  
条例等の一部を改正する条例

生 活 ・ 協 働 ・  
男 女 参 画 課 長 森 山 紀 子

交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監 坂 元 敏 彦

○その他報告事項

・宮崎県山村振興基本方針(素案)について

女 性 活 躍 推 進 室 長 前 田 直 彦

・大隅地域半島振興計画の改定について

みやざき文化振興課長 松 元 弘 樹

・第12次宮崎県交通安全計画の策定について

人 権 同 和 対 策 課 長 大 迫 義 彦

○閉会中の継続審査について

総務部

出席委員(7人)

総 務 部 長 田 中 克 尚

委 員 長 佐 藤 雅 洋

危 機 管 理 統 括 監 津 田 君 彦

副 委 員 長 齊 藤 了 介

総 務 部 次 長  
(総務・市町村担当) 那 須 隆 輝

総務部次長  
(財務担当)

児玉洋一

職員課長

児玉憲彦

危機管理局長  
兼危機管理課長

中尾慶一郎

監査事務局

総務課長

福島久大

事務局長

坂元修一

部参事兼人事課長

伊東浩

監査第一課長

林玲子

行政改革推進室長

宮崎智美

監査第二課長

下村昌彦

財政課長

池田幸優

財産総合管理課長

廣池修次

議会事務局

営繕課長

下温湯盛久

事務局長

川畑敏彦

設備室長

原田徹

事務局次長

久保範通

税務課長

鎌田正

総務課長

徳松一豊

市町村課長

池北斉

議事課長

菊池博

総務事務センター課長

後藤道洋

政策調査課長

西久保耕史

消防保安課長

羽田貴一

事務局職員出席者

議事課主査

岩下恵美

政策調査課主査

藤原諒也

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長

山下栄次

宮崎国スポ・障スポ局次長  
(総括)兼総務企画課長

長倉正朋

宮崎国スポ・障スポ局次長  
(競技担当)

若林繁幸

競技・式典課長

橋倉篤寿

施設調整課長

財部孝志

障スポ大会課長

駒路美保

競技力向上推進課長

横山美和

○佐藤委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第30号、議案第32号に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダ内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

会計管理局

会計管理者兼  
会計管理局長

平山文春

会計管理局次長

坂下利雄

会計課長

中原洋一

物品管理調達課長

山台直子

人事委員会事務局

事務局長

日高正勝

総務課長

寺原佳史

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○川北総合政策部長 初めに御礼を申し上げます。

委員の皆様、御案内のとおり、先月28日、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案が決定した旨、国から発表がありました。

神楽のユネスコ無形文化遺産への登録につきましては、これまで関係団体などとともに国への要望や機運醸成の取組に精力的に取り組んでまいりまして、今般、2028年の本登録に向け、大きく前進したところでございます。

県議会におかれましても、神楽の魅力発信、そして保存・継承に向けた取組に、長年にわたり御尽力いただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

これを追い風といたしまして、今後とも、国内外への神楽の魅力発信をはじめといたしまして、本登録に向け、精力的に取り組んでまいります。引き続き御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、11月7日に開催いたしました宮崎県文化賞授賞式におきましては、外山議長をはじめ、委員の皆様にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この賞は、今回で76回目を迎えた歴史ある賞で、今年度の受賞者の方々を含めまして、計312人と5団体が受賞をされております。

今後とも本県文化の魅力向上や、さらなる発展に取り組んでまいります。

それでは、今回の委員会で御審議をいただき

ます議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料の2ページの目次でございます。

まず、令和7年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の令和7年度11月補正予算案であります。

表の上の段にあります一般会計の下の計欄の補正額を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、議案第1号として2,581万6,000円の増額補正、議案第22号として7,024万2,000円の増額補正であります。その結果、一番下の段、合計欄の右端であります。補正後の額は、一般会計と特別会計を合わせまして178億6,541万5,000円となります。

これは、国勢調査のための国庫交付金の配分増によるものや、議案第30号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」による増額補正でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2ページにお戻りいただきまして、Ⅱの特別議案ですが、議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」は、後ほど担当課長から報告させていただきます。

Ⅲのその他報告事項ですが、宮崎県山村振興基本方針（素案）について、ほか2件ございます。

これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明いたします。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

**○中村総合政策課長** 11月補正予算案のうち、議案第22号、給与改定に伴う人件費の補正について、総合政策部全体を一括して御説明いたします。

常任委員会資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の人件費に係る11月補正額は、一般会計の表、補正額の議案第22号の欄にありますとおり、7,024万2,000円の増額補正をお願いしております。

給与改定の詳細につきましては、後ほど総務部のほうから説明がありますが、今回の改定は人事委員会勧告等に基づくものであり、月例給を平均で3.05%程度の引上げ、特別給、いわゆるボーナスの支給月数を0.05月引き上げること等に伴う増額でございます。

**○芝吹統計調査課長** 統計調査課の補正予算案について御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

統計調査課の補正額は、左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、2,581万6,000円の増額でございます。これにより補正後の額は、右から3列目の欄ですけれども、9億5,788万1,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

(事項) 国勢調査費、2,581万6,000円の増額でございます。これは、本年10月1日現在を調査期日として実施した国勢調査に要する経費でございます。

補正の理由といたしましては、国勢調査に係る経費について、事後報告会の経費及び市町村から要望があった経費について、国から追加の交付決定があったことにより、所要額を補正するものでございます。

なお、事業内容につきましては、当初と変更はございません。

**○松元みやざき文化振興課長** 債務負担行為補正(追加)について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

県立芸術劇場は、指定管理者による管理運営を行っておりますが、今年度をもって指定期間が終了いたしますことから、令和8年度以降の指定管理者の指定に伴い、その管理運営委託費として、限度額26億7,005万円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

期間は、表の右から2列目にありますとおり、令和7～12年度としておりますが、これは、次期指定管理期間の開始日である令和8年4月1日から、施設の管理運営が円滑に始められるよう、今年度中に基本協定の締結など準備を進める必要があるため、令和7年度の執行はございませんが、今回お願いするものでございます。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

**○松本委員** 統計調査でお尋ねいたします。実際、国勢調査が行われて、先ほどの御説明では、市町村からの要望があったということでしたが、内容としては、やはり調査員等による調査がなかなかうまく進んでいないようなお話もお聞きしました。人件費等が当初よりも多くなったと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

**○芝吹統計調査課長** 補正の具体的な内容についてですけれども、おっしゃるとおり、人件費が足りないということで、市町村から要望が上がってきております。

その中身としましては、調査員の経費もありますし、あとは国勢調査の調査票の審査に当たる会計年度任用職員の人件費ですとか、そういう事務関係をやっていただく会計年度任用職員

の person 費、統計を担当する職員の時間外手当などが主な内容になっております。

○松本委員 当初、計画しておりました国勢調査の速報に向けた作業ですけれども、その辺りは当初の計画からは変更なく、今回の補正など含めて手当てをすることで、順調に進むという認識でよろしいでしょうか。

○芝吹統計調査課長 順調に進むものと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松元みやざき文化振興課長 議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

委員会資料の29ページを御覧ください。

6月の常任委員会において、県立芸術劇場の次期指定管理者の選定について、募集方針等を御説明したところですが、今回、指定管理者を指定することについて、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、1、施設の概要であります。施設名は県立芸術劇場、設置目的は、県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与することであり、現指定管理者は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場であります。

次に、2、次期指定管理候補者は、現管理者であります公益財団法人宮崎県立芸術劇場、3、

指定期間は、令和8年4月～令和13年3月の5年間としております。

4、選定概要であります。 (1) 公募の状況につきましては、令和7年7月3日～9月4日の期間において、県公報、県ホームページ、県内経済団体の会報及び全国の主要な文化施設の管理者への働きかけなどにより公募を行いましたところ、現指定管理者の1者からの申請がございました。

次のページを御覧ください。

(2) 指定管理候補者の審査方法であります。 ①審査の流れにつきましては、表の2行目、県の書類審査を経た後、外部委員で構成されます指定管理候補者選定委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その後、県の指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果と選定基準等に基づき評価した結果とを照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認し、県において指定管理候補者を選定いたしました。

②選定委員会委員及び③選定会議委員の構成につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

④選定基準・審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用の確保など6つの選定基準とそれぞれの基準について、審査項目と配点を設けたところでございます。

次のページをお願いいたします。

(3) 審査結果及び選定理由であります。

まず、①指定管理候補者選定委員会における審査の結果は440点となり、委員合計500点の6割である最低基準点300点を満たしております。

次に、②指定管理候補者選定会議における確認の結果は84点であり、こちらも最低基準であ

る100点満点の6割を満たしており、選定委員会の審査結果と相違ないことを確認いたしました。

次に、③選定理由であります。ただいま御説明しましたとおり、選定委員会の審査及び選定会議での確認の結果、最低基準点を満たしていること、事業計画やこれまでの実績等から、施設の管理運営を適切かつ確実に実施する能力を有していると認められること、宮崎国際音楽祭や県民文化振興事業について趣旨を理解し、トップレベルの公演のほか、幅広いジャンルで、多様な層を対象とした事業の企画及び実施能力を十分に備えていると認められることなどによりまして、選定したところであります。

次に、5、指定管理候補者からの提案内容であります。

(1) 指定管理料につきましては、表の2行目、候補者からの提案額は年額5億3,401万円、5年間で26億7,005万円であり、次の行に記載しておりますとおり、県が示した基準価格と同額となっております。

また、表の一番下の行であります。提案額と今期の指定管理料の差額は4,967万5,000円となっております。

指定に伴う債務負担行為の追加につきましては、先ほど議案第1号にて説明したとおりです。

次のページを御覧ください。

(2) 収支計画であります。指定期間である5年間の内訳は表のとおりとなっております。

最後に、(3) 県民サービスの向上等に係る提案といたしまして、施設利用関係では、貸館の利用時のインターネットでのキャッシュレス決済、予約システム用端末の窓口設置やフリーWi-Fiの設置などに取り組むこととしております。

また、文化事業関係では、休館中に培った公

立文化施設と連携した県内各地での公演、誰でも舞台芸術を楽しむための鑑賞支援などの取組を充実させることとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○今村委員 次期指定管理候補者について、募集をかけても応募が少なかったとあったんですが、要因として、他県と比較して指定管理料が低いから集まらなかったとか、そういったことも考えられるのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 指定管理料につきましては、しっかりと財政課等も交えて積算したところでございます。当然、かかる経費から公演の収入、チケット代でありますとか、協賛金でありますとか、そういったところを除いた額を積み上げてこの金額としているところでございます。

また、当然、指定管理を申し込む団体からすれば、できる限りもうけたいというお気持ちも分かりますけれども、そこにつきましては、しっかりと積算した結果での提案としておりますので、そんなに金額を抑え込んだ提案ではございません。金額によって応募に至らなかった団体等もあろうかとは思いますが、決してそれだけが要因ではないと思っております。

○今村委員 (3)の県民サービスの向上等で、キャッシュレス決済の導入とあるんですけれども、現金払いも併用していくのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 現在はチケットセンターにおいて、現金もしくはカード、QR決済等を行っております。もちろん現金も引き続き併用して取り扱うということで伺っております。

○松本委員 収支計画のところで教えていただきたいんですが、令和9年度だけ収入支出が大

きくなっているような伸びがあるんですが、何か特別な要素があるのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 この収支計画に当たりますとは、それぞれ提案の中で、事業計画自体を提案いただいております。その事業計画に基づいて積み上げた結果、やはり収入支出が、この年度は少しほかと比べると多くなっているというところがございます。

事業計画で、例えば、オーケストラの公演を行う回数が多くなった場合は、やはり招聘する人数も増えますので、その分の人件費や旅費などが、少ない年に比べると余計にかかるといった実態がございます。

○松本委員 指定管理料は固定されておりますが、近年の最低賃金の動向を見ますと、少し伸びが気になるところです。その辺りの対応なども御検討いただいていることがありましたら、丁寧に御説明いただけないでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 今回、指定管理者が決定した後、基本協定を締結する形になりますが、その中で一般的な金利上昇にかかる分だとか、物価上昇にかかる分の金額的なリスクというのは、少なくとも第4期においては指定管理者のほう負担するという形で、第5期の基本協定においても同じような形で進めていくことになるかと思っております。

ただ、やはりこちらが想定しきれないような大幅な上昇が見込まれた場合においては、当然、芸術劇場だけではなくて、ほかの施設の関係もございまして、その際には、財政課や行政改革推進室と協議をしながら進めていきたいと思っております。

○齊藤副委員長 資料33ページの収支計画の他のその他ということで、1億3,000万円余が計上されているんですけれども、その他の収入は、

どのようなものがあるのか教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 こちらのその他の収入につきましては、公演における入場料の収入でありますとか、例えば、音楽祭の協賛金、金額は小さいですけれども、友の会「くれっしゅんど倶楽部」というのがございまして、そちらのほうの会費収入といったものになっております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明終了後にお願いいたします。

○濱川中山間・地域政策課長 宮崎県山村振興基本方針（素案）について御説明いたします。

委員会資料の34ページを御覧ください。

この方針につきましては、9月の常任委員会のその他報告事項で、改定作業に着手する旨を御報告申し上げたところですが、今回は改定作業が完了し、素案がまとまったことによる御報告であります。

初めに、1、改定の趣旨であります。

令和7年3月に山村振興法が改正されまして、法期限が令和7年3月31日から令和17年3月31日まで10年間延長されたことに伴い、宮崎県山村振興基本方針の改定を行うものであります。

その下の参考1には、法改正の主な概要を掲載しておりますが、9月常任委員会で御説明しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、2、対象地域及び期間であります。

県内では16市町村が、この対象地域である振興山村として国から指定されております。

次に、35ページを御覧ください。

3、今後のスケジュールであります。12月中旬をめぐりにパブリックコメントを実施予定としております。その後、2月以降に県方針及び県の方針に基づき、関係市町村が作成した山村振興計画を国へ提出する予定としております。

次に、4、方針素案の内容であります。

I～IVの章立てで構成されておまして、Iが地域の概況、IIがIを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況、IIIが振興の基本方針及び振興施策、IVが他の地域振興等に関する計画との関連を記載しております。

今回の改定に伴います主な変更につきましては、国から示された方針の構成案に基づきまして、IIIの振興の基本方針及び振興施策の冒頭の項目になりますが、1、振興山村の振興の意義及び方向に関する事項を新たに盛り込みまして、2の交通施策に関する基本的事項——2～13ございますけれども——それら個別の施策事項の大本となる基本的な方向性を、宮崎県中山間地域振興計画をベースに明記したことであります。

36ページを御覧ください。

5、方針素案の概要（主な内容）であります。

素案につきましては、別冊資料として、宮崎県山村振興基本方針（案）をお配りしておりますが、分量も多いことから、この委員会資料で概要を説明させていただきます。

ここから4ページにわたって素案の主な内容を記載しておりますが、その中で、今回の変更箇所を中心に主な項目を抜粋して御説明いたします。

まず、（1）IIのIを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況には、

①山村振興の課題と、②山村振興対策の実施状況と評価を記載しております。

①山村振興の課題につきましては、山村の機能を維持していくためには、人口流出抑制と移住者及び関係人口の増加により担い手を確保するほか、人口減少下でも日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくりである「宮崎ひなた生活圏づくり」を促進する必要があること等を記載しております。

②山村振興対策の実施状況と評価につきましては、振興山村等を含む中山間地域の振興については、中山間地域振興計画に基づき総合的な施策を推進しており、住民による地域課題解決に向けた取組の広がりや移住世帯の増加など、一定の成果が現れているものの、人口減少、高齢化が中山間地域以外よりも早く進んでおり、買物、交通、医療など、日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しくなっていること等を記載しております。

次の（2）IIIの振興の基本方針及び振興施策であります。

①の振興山村の振興の意義及び方向に関する事項は、先ほども申し上げましたとおり、今回から追加した項目でありまして、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえ、振興山村において、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって、「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継ぎ、持続的発展を推進していくことなど、次ページ以降の個別の施策事項の大本となる基本的な方向性を記載しております。

37ページを御覧ください。

②以降は、分野別の施策を記載しております。

③の情報通信施策に関する基本的事項には、

昨年度策定いたしました、「宮崎県デジタル化推進計画～みやざきDXプラン～」に基づき、情報通信基盤の整備促進を図るとともに、農林水産、交通、医療や福祉、教育、防災など、様々な分野でデジタル化を推進するほか、デジタル人材の育成やデジタルリテラシーの向上を推進すること等を記載しております。

⑤の産業振興施策に関する基本的事項には、世界農業遺産、ユネスコパーク、神楽など、本県が誇る世界ブランド等を活用し、地域住民、市町村、企業・団体等との連携の下、国内外への情報発信を強化することにより、交流人口や関係人口の拡大、地域への誇りの醸成を図り、持続可能な地域振興を推進すること等を記載しております。

次の38ページを御覧ください。

⑦の医療の確保に係る施策に関する基本的事項には、医療従事者の確保や市町村立医療機関の充実促進、中核的な医療機関と市町村立病院・診療所との機能分担・連携体制の強化に努めること等を記載しております。

次の39ページを御覧ください。

⑪の移住・交流施策に関する基本的事項につきましては、この部分は、これまでの方針においては交流という視点での記載をしておりましたが、今回から移住という観点を加えまして、移住・定住・二地域居住を新たに盛り込むこととし、移住・定住の促進を図るとともに、交流人口の拡大や外部人材の活用、二地域居住を含め、様々な形で地域に関わる関係人口の創出等を通じて、地域間交流の促進を図り、地域活性化の取組を推進すること等を記載しております。

⑫の担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項には、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる

地域社会の持続的な発展のため、人材の確保に努めるほか、担い手不足が深刻化している農林業の担い手の育成・確保を図ること等を記載しております。

以上が、5、方針素案の概要の主なものになります。

宮崎県山村振興基本方針（素案）についての説明は以上であります。

続きまして、大隅地域半島振興計画の改定について御説明いたします。

資料の40ページをお開きください。

半島振興法という法律に基づきまして、宮崎県では鹿児島県と大隅地域半島振興計画を定めておりますが、今回、法律が改正されたことに伴い、計画を改定するものです。

1、改定の趣旨であります。

令和7年3月に半島振興法が改正され、法期限が令和7年3月31日から令和17年3月31日まで10年間延長されたこと等に伴い、大隅地域半島振興計画の改定を行うものであります。

次に、2、半島振興法についてであります。

(1)の目的であります。半島振興法は、産業基盤や生活環境の整備等が比較的低位にある半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上等を図るものであります。

(2)の法改正の主な概要であります。

1つ目のポツですが、法期限が令和17年3月31日まで10年間延長されました。

2つ目のポツですが、国が新たに半島振興基本方針を策定することとなりまして、道府県は国が策定した方針に基づいて半島振興計画を作成することとなりました。

3つ目のポツですが、法の目的として、半島防災、地方創生が追加されました。

4つ目のポツですが、基本理念が創設され、

地方創生、魅力の増進、半島防災・国土強靱化の3つの観点が提示されました。

5つ目のポツですが、国及び都道府県の責務が新たに追加され、国は、総合的な施策の策定・実施、都道府県は、振興に必要な施策の策定・実施、市町村に必要な情報の提供等を行うよう努めることとされました。

6つ目のポツですが、国及び地方公共団体の配慮規定として、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進等が新たに追加されました。

41ページをお開きください。

### 3、大隅地域であります。

この大隅地域につきましては、本県と鹿児島県の7市5町が対象地域となっております。本県では、日南市の南郷区域と串間市が該当いたします。市町村名等はこちらに記載の表のとおりでして、表の下に、参考1として、本県2つの市の区域の面積と人口を記載しております。

次に、4、大隅地域半島振興計画の改定であります。

1つ目のポツですが、改定に当たりましては、国が新たに定める半島振興基本方針に基づいて作成することに加えまして、計画は半島地域を取り巻く情勢の変化を踏まえた内容とし、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等との整合を図るものとなっております。計画の期間については、令和7年度からおおむね10年間となっております。

ページ一番下の図に、法律と国が作成する基本方針、県が作成する半島振興計画の関係を示しております。

また、図の右側にありますとおり、半島地域の市町村では、県の計画に即して産業振興促進計画を作成することができます。

上に戻っていただきまして、2つ目のポツですが、国が新たに定める半島振興基本方針において、半島防災のための施策に関して、施策の進捗度を定量的に把握するため、半島振興計画においてK P I（重要業績指標）を設定することが重要であるとされていることから、今回、新たにK P I（重要業績指標）を設定しております。

42ページをお開きください。

5、今後のスケジュールについてであります。今月中旬にパブリックコメントを実施予定としております。その後、令和8年2月に半島振興計画を国に正式提出し、3月に国による適合の通知を受ける予定としております。

次に、6、計画素案の内容であります。

第1に基本方針、第2に振興計画、第3に計画の推進という構成で記載しており、今回、新たに追加する大隅地域半島振興計画に関する重要業績指標（K P I）を別添としております。

前回からの主な変更点を申しますと、第2、振興計画の項目として、⑦介護サービス及び障害福祉サービス等の確保、⑩再生可能エネルギーの導入促進、⑬移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の推進を追加しました。

また、先ほどもお話ししましたとおり、半島防災のための施策に関して、施策の進捗度を定量的に把握するため、半島振興計画においてK P Iを設定しました。

43ページを御覧ください。

7、計画素案の概要（主な内容）についてあります。

素案は別冊資料としまして、大隅地域半島振興計画（案）をお配りしておりますが、分量も多いことから、委員会資料で概要を説明させて

いただきます。

第1の基本的方針では、半島地域の振興のため、交通・通信基盤の整備、農林水産業の振興やリーディング産業の創造等、各般にわたる施策を広域的かつ総合的に推進することを記載しております。

具体的な記載事項である、第2の振興計画につきましては、43～45ページの計15項目になりますが、主な項目について御説明させていただきます。

①交通通信の確保では、交通・通信体系の積極的な確保を図ってまいります。具体的には、東九州自動車道、国道448号、主要地方道市木串間線等の整備や、JR日南線のあり方検討、産業DXサポートセンターみやざき等の活用による中小企業のデジタル化の促進に取り組んでまいります。

②産業の振興及び観光の開発では、産業の一層の振興と誘客促進を図ってまいります。具体的には、技術支援等による農業の6次産業化の推進やエコツーリズム等の体験・交流型観光の促進、スポーツキャンプ・合宿などの誘致促進強化による交流人口の拡大等に取り組んでまいります。

44ページをお開きください。

⑥医療の確保等では、地域住民がいつでも安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成と感染症の発生時に備えた体制の確保等を図ってまいります。具体的には、宮崎県立日南病院を中核医療機関とした二次医療圏の医療提供体制の充実、巡回診療の計画的な実施に取り組んでまいります。

⑦介護サービス及び障害福祉サービス等の確保は、介護サービス基盤の充実や相談体制の構築、介護・福祉人材の育成確保等の施策を推進

してまいります。

⑨教育及び文化の振興では、学校教育の充実や安心・安全な学校づくり、子育て支援の基盤整備、地域住民が文化に親しむ環境の整備等を行うことで、教育及び文化の振興を図ってまいります。

45ページを御覧ください。

⑩自然環境・地域環境の保全等では、日南海岸国定公園などの適正な保護・管理、都井岬の馬や幸島の猿など、貴重な野生生物の保護に努めてまいります。

⑪再生可能エネルギーの導入促進では、水力発電、風力発電など、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地産地消に取り組んでまいります。

⑬移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の推進では、関係人口の創出・拡大や定住促進対策を推進してまいります。具体的には、移住情報サイト「あったか宮崎ひなた暮らし」等を通じた効果的な情報発信、宮崎ひなた暮らしUIターンセンター等におけるニーズに即した相談対応の充実等に取り組んでまいります。

⑭国土保全施設等の整備及び防災体制の強化では、施設の耐震化や住民と行政が情報を相互に共有できるシステムの整備や、地域ぐるみの避難態勢の確立や情報伝達体制の整備などを推進し、住民の防災意識の高揚に努めてまいります。

**○坂元交通・地域安全対策監** 第12次宮崎県交通安全計画の策定について御説明いたします。

委員会資料の46ページを御覧ください。

まず、1の策定の理由についてです。

交通安全対策基本法第25条において、知事が会長を務める都道府県交通安全対策会議は、国

の基本計画に基づいて、交通安全に関する総合的な施策を定める都道府県交通安全計画を作成することが義務づけられておりますが、現行の第11次計画が令和7年度で終了することから、今回、新たに第12次計画を策定するものであります。

国の第12次交通安全基本計画の中間案が今年10月に提示されたところでありますが、高齢者や子供の交通事故対策といったこれまでの視点に加え、外国人の交通安全対策の推進や、いわゆる電動キックボード等の特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底など、社会情勢の変化も踏まえた新たな視点が追加されております。

県交通安全計画におきましても、国の基本計画を踏まえ、今後内容を検討してまいります。

47ページを御覧ください。

2の計画の概要等についてです。

(1)の計画期間は、令和8～12年度の5年間でです。

(2)の計画の概要ですが、本計画は、本県における交通安全に関する施策の大綱を定めるもので、令和12年までの交通事故死者数などの目標数値を設定し、そのために講ずるべき対策を示すこととしております。

(3)の基本理念は、人優先の交通安全思想を基本とするとともに、少子高齢化の進展等による社会情勢の変化を踏まえ、交通事故を構成する、人・交通機関・交通環境の三要素に対する各種施策を推進することにより、交通事故のない社会を目指すこととしております。

最後に、3の今後のスケジュールですが、来年1月に開催予定の交通安全対策会議幹事会において計画の検討を行い、3月の本委員会において素案を報告させていただきます。

その後、パブリックコメントを経て、5月に県、警察本部、運輸支局等で構成する宮崎県交通安全対策会議で計画を決定し、6月の本委員会において報告させていただきます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項1つ目の宮崎県山村振興基本方針(素案)について質疑はありませんか。

○山内委員 持続的発展を推進していくというところで伺いたいんですけども、来年度重要なもので、縮小する人口規模への適応と言われていましたが、そこら辺との関係性はどうなっているのでしょうか。こういう振興計画を見ると、どうにかして持続しましょうと、今、どんどん減ってきているのを何とか維持したり、もっと発展していきましょうというのが見えるので、これと、どういう関係になっているのか教えてください。

適応という、選択と集中でコンパクトシティとか、一部に予算配分を集中させたり、人を集中させたり、そういったことが見えてきます。また、地方はハード面ではなくてソフト面を充実させながら、安心・安全な暮らしができるよという感じかもしれません。そこら辺が見えないので、どういう関係性なのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 この振興山村をはじめ中山間地域においては、人口減少や高齢化が進んでいますが、中山間地域以外でも進行しておりまして、先ほど言われた縮小する社会への対応という視点で考えていくということですけども、縮小するから、縮小する社会への対応だけということではなくて、振興山村をはじめとする条件不利地域については、引き続き、様々な資源や産業を振興し、魅力的な部分で伸ばせる部分は伸ばして行って、人材確保や生活

の確保、それから仕事の確保といった点は、縮小するからやらないということではなくて、やれることは考えてやっていこうということで、これら法律の規定等も活用しながら、一生懸命取り組んでいくことだと考えております。

それをする一方で、やはり人口減少はすぐには止まらないし、人口を増加させるのはなかなか簡単なことではないので、現実的に人口減少は続くことも考慮し、その社会を見据えた対策についても考えていく必要があるということではないかと考えております。

**○河野委員** 資料36ページに「宮崎ひなた生活圏づくり」という言葉があって、人口減少下でも必要なサービス・機能を維持・確保して、住み慣れた地域に住むことができる仕組みづくりとあるんですけれども、これは山村だけに限らずいえることだと思うんですが、その中で「宮崎ひなた生活圏」という名称がついているということは、ここに宮崎独自の考え方があるのか教えてください。

**○濱川中山間・地域政策課長** 似たような概念を国も打ち出しているんですけれども、「宮崎ひなた生活圏づくり」というのも、それを少し宮崎県流にアレンジしたような概念でございます。

振興山村をはじめとした条件不利地域では、人口減少等によって、生活の維持等がなかなか困難な状況が生じていますが、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けていただくために、集落の中で補いながら——このひなた生活圏づくりというのは、宮崎県中山間地域振興計画の中にうたっているんですけれども——役場があるような核となる基幹的集落を中心として、周辺の集落、小規模集落の間を交通や物流などのネットワークでつないで、複数の集落が相互に

連携・補完しながら、日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくというところを目指して、打ち出しているところでございます。

その中で、地域の取組として、地域運営組織という地域の様々な自治会とか、いろいろな団体が連携して、地域の課題を解決していくために取り組んでいく団体をつくって行って、活動を継続していく取組も、併せて行っているところでもあります。

**○齊藤副委員長** 当委員会でも、全区域に指定されている木城町の中之又地区を訪問したときのことを想像しながら、御説明をお聞きしたんですけれども、資料36ページに記載されている買物、交通、医療というのは、本当にこの方針を推進していく上で、重要な核となる部分だと思いつながりながら説明を聞いていました。

そして、37ページの③に書かれている、宮崎県デジタル化推進計画に基づき、情報通信基盤の整備促進を図るということも、先ほどの列挙されていることを充実させようと思ったら重要になると思えました。これまでに県が、この山村振興基本方針に基づいて情報通信基盤の整備促進を行った実績はあるのでしょうか。

**○濱川中山間・地域政策課長** この山村振興方針のほかにも、過疎法や半島振興法など幾つかの地域振興のための法律がありまして、それぞれ区域があつて、それぞれやはり何らかの条件不利地域があつて、地域課題を抱えているという部分について個別に取り組むのではなくて、総括して一体的に取り組もうということで、中山間地域振興計画を策定して取り組んでいるところでもあります。

お尋ねの情報通信についても、この中山間地域振興施策において掲げておりまして、例えば、令和6年度につきましては、DX推進のため、

事業者向けセミナーやデジタル人材育成講座の開催ですとか、産業DXサポートセンターを設置したりと、そういう支援体制の充実を図りながら取り組んでいるところでもあります。また、医師不足の解決のためには、オンライン診療について遠隔診療の実証実験を行うなど、情報通信施策に関する施策はそういった形で、全庁的に取り組んでいるところがございます。

**○齊藤副委員長** 具体的に、Wi-Fiだとか回線の整備について、ケーブルテレビなど民間の放送会社はずっと整備されているんですけども、今の課長の説明だとデジタル医療などもそこに入ってくると思うんですが、そういうハード面の具体的な整備はされているんですか。

**○福崎デジタル推進課長** お尋ねの中山間地域における光ファイバーの設置状況ですけれども、美郷町、諸塚村、椎葉村などの地域で、通常、事業者がなかなか採算性の問題があって入れないところに関しては、公設で光ファイバーを設置して、いわゆるケーブルテレビがあったりとか、そういったところを見れるように環境整備をしているところでもあります。

**○齊藤副委員長** 今回の一般質問で、山村を含んだ地域が地元である佐藤委員長と知事とのやり取りを聞いてみると、法改正の主な概要の都道府県の責務に、市町村相互間の広域的な連携の確保と情報提供等の援助の努力を追加とありますように、ますます宮崎県と、ここに指定される16の振興山村とが、デジタルの整備も含めて日々積み重ねていくことでしか、県内の人口減少を抑えることにつながらないと理解しました。毎回、こういった方針をつくられる際には、方針をつくるのが目的ではなくて、方針にうたわれたことを具現化していくことがやはりやらなくてはいけないことなので、ぜひ引き続き、

県の積極的な市町村の支援というのをお願いいたします。

**○濱川中山間・地域政策課長** この振興山村を含めまして中山間地域については、中山間地域振興計画に基づいて取り組んでおりまして、その実績等については、この委員会でも9月定例県議会で毎年度報告させていただいているところです。

何が求められているかというところと実績というところ、どういう成果が出たかというところを重視しながら、これからも取り組んでまいります。

**○佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 次に、その他報告事項2つ目の大隅地域半島振興計画の改定についての質疑はありませんか。

**○山内委員** 資料45ページの再生可能エネルギーの導入促進について、その中身を見ますと、再生可能エネルギー導入ビジョンというのがあると思うんですけども、それと、マイクログリッド構築について、どんな形で考えているのか詳しく教えてください。

**○濱川中山間・地域政策課長** 少々お時間いただいてよろしいでしょうか。

**○佐藤委員長** 分かりました。ほかに質疑があればお聞きしておきます。

**○今村委員** 資料41ページの対象地域が、宮崎県と鹿児島県にわたっているんですけども、KPIを新たに設定されたということですが、そもそもこの計画の改定自体が宮崎県独自でされているのでしょうか。それだとあまり意味がないと思っていまして、鹿児島県としっかり整合性を図りながらされているのか、そこら辺を教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 この計画は、鹿児島県と協力して一つの計画という形でつくっておきまして、鹿児島県とやり取りをしながら、それぞれの県において、構成市町村と連携を取り、それを県でフィードバックして、お互いに情報を交換して、計画に反映させながらつくっております。

○今村委員 K P I の設定なども、鹿児島と全く同じ意味合いでよろしいのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 大変失礼いたしました。K P I につきましては、それぞれの県で、それぞれいろいろな計画に定められた目標等がありまして、それらと関係する指標を採用する形でつくっておりますので、鹿児島県と宮崎県のK P I では別個のものとなっております、半島全域のK P I ではございません。

○濱川中山間・地域政策課長 先ほどの山内委員の御質問ですが、再生可能エネルギーの導入促進を図るための方策ですけれども、再生可能エネルギー導入ビジョン2023、それから、第4次宮崎県環境基本計画に基づきまして、マイクログリッド構築などの先進的な取組ですとか、省エネ設備、蓄電池の導入に関する支援など、再生可能エネルギーの地産地消に取り組むとしております。

再生可能エネルギーの導入に当たりましては、景観や環境への影響、将来の廃棄、安全面、防災面等に対する地域の懸念を払拭し、地域との共生を図るため、その意義ですとか、必要性等について普及啓発を図るというふうに考えております。

○山内委員 その導入ビジョンの中身を教えてくださいたいと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 大変失礼しました。先ほど私が申しました、再生可能エネル

ギー導入ビジョン2023と申しますのは、鹿児島県の計画でございまして、詳細の内容については把握できていない状況でございます。申し訳ありません。

○山内委員 では、エネルギー導入ビジョンは、宮崎県の日南市、串間市に関しては、関わりがないような理解でよろしいですか。今、この中にも一応、再生可能エネルギーを入れていくという中で、その元になっている導入ビジョンというのがあったり、マイクログリッドで、いろいろな再生利用のエネルギーをやっていくということなど、そういう計画の下で出てきたのだと思ったんですけれども、宮崎県側はあまり関係ないという理解でよろしいですか。

○濱川中山間・地域政策課長 そのビジョンは鹿児島県の計画ですので、宮崎県の区域は反映しないということになりますけれども、第4次宮崎県環境計画というのは宮崎県の計画ですので、当然、その計画に基づいて進められます。具体的には、再生可能エネルギーの導入促進としまして、木質バイオマス供給施設整備の支援や木質バイオマスを利用する取組を支援する取組ですとか、多様で豊かな自然を活用して、地域との共生を図りながら、水力発電、風力発電など、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消に取り組むような取組を各課で連携しながらやっております。

さらに串間市においては、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、複数年にわたる意欲的な事業に取り組んでおられますので、その再生可能エネルギーの地産地消という面でも取り組んでおられるということでございます。

○山内委員 串間市が風力発電をされていまし

たけれども、そこで話を伺いますと、結局、大手電力会社は福岡県とかが拠点なので、電力としては串間市の風で産んで串間市で使っているのかもしれませんが、そのお金は全部福岡県に行ってしまうという話がありました。宮崎県にしっかりお金が落ちる形をつくらないと、地域活性化になっていかないと思うので、そこら辺まで踏まえてやるべきではないかと思うんですが、いかがですかね。

**○濱川中山間・地域政策課長** 地元の再生エネルギーを充実させるとともに、地域的な恩恵が得られるような仕組みにつきましては、大変重要な視点だと思いますので、今、いただいた意見を踏まえながら、今後、検討していきたいと思えます。

**○佐藤委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** それでは、その他報告事項の3つ目であります。第12次宮崎県交通安全計画の策定についての質疑はありませんか。

**○齊藤副委員長** 資料46ページの外国人の交通安全対策の推進が追加されると思うんですけれども、他県では、外国人のドライバーが危険な運転をされて、それで亡くなられた方たちのニュースを聞きます。本県においては、そういった事故はないというのは存じ上げているんですけれども、車で走っていますと、結構外国人の方が自転車でたくさん走られている光景を見的过程中で、そういう外国人の方の自転車に関する交通事故の事例は本県でも起きているものなのかどうか、分かれば教えてください。

**○坂元交通・地域安全対策監** 確かに外国人が多くなってくる中で、そういった事故はあると思うんですけれども、こちらのほうで把握は

しておりません。

**○佐藤委員長** 私からいいですか。

**○齊藤副委員長** 委員長を交代します。

**○佐藤委員長** 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進とあり、小型モビリティというのが新たに出てきましたが、これはどれがどの種類になるのでしょうか。前に二見議員が一般質問をしたこともあるけれども、あれからまた大分変わってきているので把握できていません。

これは運転免許が必要、これは自賠責保険に入る必要がある、これはヘルメットをかぶる必要があるなど、そういったところの周知は何か行われているんですか。これはどこがやるべきなのでしょう。

**○坂元交通・地域安全対策監** まず、電動キックボードというのは、最高速度が20キロメートル以下で、車体の長さが1.9メートル以下とか、幅が60センチメートル以下とか、運転免許は不要とか、16歳未満は運転の禁止とか、いろいろ条件はあります。県ではこれまで、各期の交通安全運動において重点項目に掲げて、テレビCM、ラジオCM、SNSなどにおいて、特定小型原動機付自転車に関する安全利用について、広報啓発に取り組んでいるところであります。

**○佐藤委員長** 今、高齢者を対象とした免許がなくても乗れるシニアカーがありますので、そういうものも普及すべきであります。免許を返納した方が、ああいうものでないと移動ができない。特に公共交通機関がない地域は、移動するのに必要なわけですけれども、少し違った形の新たな種類が出てきて、いわゆる小型モビリティに近いようなものも出始めています。

そういうところをしっかりと周知していかないと、免許が要らないからこそ、気軽に購入し

て、使えるものと区別がつかないということもあります。それから、歩道が走れるとか、走れないとか、そういうところをもう少し徹底して、宮崎県が他県に先駆けて進めるべきだと思っております。よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 委員長を交代します。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時17分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○田中総務部長 私からの説明に入ります前に、津田危機管理統括監より一点お礼を申し上げます。

○津田危機管理統括監 去る11月16日に、宮崎県総合防災訓練を都城市の沖水川市民緑地をメイン会場として開催しました。外山議長をはじめ、委員の皆様にも多数の御出席をいただき、誠にありがとうございました。

当日は、市町村や消防、警察、自衛隊をはじめ、多くの防災関係機関が参加し、各訓練項目ごとにそれぞれの連携体制を確認しながら、充実した訓練を実施することができました。

県としましては、このような訓練を通じて、関係機関との連携強化や県民の防災意識の向上を図るとともに、引き続き、ハード・ソフト両

面から、防災・減災、国土強靱化の取組を進めてまいります。

○田中総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等について、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の2ページ、目次を御覧ください。

大きく2つに分かれております。

Iの予算議案についてであります。令和7年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要につきましては、別途この後、御説明いたします。

そして、IIの特別議案ですが、宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例など7件になります。

3ページを御覧ください。

令和7年度一般会計補正予算（第4号、第5号）の概要についてであります。

議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

次の議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」は、国の令和7年度補正予算（第1号）及び職員等の給与改定に係るものに要する経費について措置するものであります。

4ページを御覧ください。

一般会計歳入一覧であります。

表の左側3列目、今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

この補正による一般会計の歳入財源は、自主財源の下から3行目の繰入金が2億6,458万8,000円の増額、依存財源の下から2行目の国庫支出金が3億5,708万5,000円の増額、その下の県債が7億9,440万円の増額であり、補正額は、

一番下の14億1,607万3,000円の増額となります。

次に、右側の列、議案第22号の列になりますが、この補正による一般会計の歳入財源は、自主財源の上から3行目、分担金及び負担金が8億6,408万円の増額、4つ下、繰入金で54億4,261万8,000円の増額、さらに2つ下の諸収入が8億4,126万8,000円の増額、依存財源の下から2行目、国庫支出金が216億963万7,000円の増額、その下、県債が172億3,360万円の増額であり、補正額は、一番下になりますが、459億9,120万3,000円の増額となります。

この結果、議案第1号及び第22号を合わせた補正後の歳入合計は、7,295億9,558万3,000円となります。

5ページを御覧ください。

一般会計歳出一覧であります。

今回の補正予算を款別にまとめております。

左から3列目の議案第1号の列をまず御覧ください。

主なものを申し上げますと、上から2行目の総務費は、新しい県体育館でありますアスリートタウン延岡アリーナの整備を行うための経費等でございます。

4つ下の農林水産業費は、農業支援サービス事業体に対しまして、スマート農業機械等の導入に要する費用を補助するための経費等です。

2つ下の土木費は、路肩崩壊の危険性が高まった箇所に対する災害防止対策工事や、9月の台風第15号により河川に堆積した土砂の掘削除去に要する経費です。

議案第22号の列になりますが、議案第22号は、国の令和7年度補正予算(第1号)に係るもの及び職員等の給与改定に係るもので、補正額の合計459億9,100万円余のうち、国補正に係るものが411億500万円余、給与改定に係るものが48

億8,500万円余となっております。

特に、国補正に伴う公共事業費を計上している農林水産業費や土木費が大きな増額となっております。

また、上から7行目の商工費ですけれども、国補正に伴うソフト事業としまして、市町村に対し、プレミアム付商品券等の発行に要する費用を補助するための経費、10億1,700万円余を計上しております。

今回の補正予算において、国補正に伴うソフト事業はこの事業のみとなりますけれども、「プレミアム付商品券等発行事業」は、生活者支援として早期の効果発現が見込まれることに加え、県の迅速な予算化により、実施主体である市町村の早期対応に直接つながるものでありますことから、先行して今議会に追加提出するものでございます。

なお、この事業以外のソフト事業につきましては、現在、関係機関との調整や事業内容の精査を各部局において進めているところであります。2月定例会をめぐり補正予算を編成してまいりたいと考えております。

予算案の概要については以上であります。

なお、歳入予算や議案の詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長** 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後をお願いいたします。

**○池田財政課長** 常任委員会資料6ページを御覧ください。

歳入科目別概要でございます。

今回補正額の欄と一番右の説明欄につきまして、議案第1号と議案第22号に分けて記載して

おります。

まず、分担金及び負担金です。

議案第22号分として、8億6,400万円余を受け入れます。これは、国の補正予算（第1号）に伴う公共事業のうち、土地改良事業に伴う土地改良区からの分担金や港湾建設事業に伴う市町村からの負担金等を受け入れるものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、繰入金でございます。

議案第1号分で2億6,400万円余、議案第22号分で54億4,200万円余を繰り入れます。これは、主に国庫補助決定や国の補正予算（第1号）に伴う公共事業費等の県費負担分について、財政調整積立金などから繰り入れるものです。

8ページを御覧ください。

諸収入でございます。

議案第22号分で8億4,100万円余を計上しております。これは、土地改良事業に伴う民間企業からの受託料や堰堤改良事業に係る企業局からの受託料を受け入れるものです。

次に、国庫支出金でございます。

議案第1号分として3億5,700万円余、議案第22号分で216億900万円余を受け入れます。

まず、議案第1号の国庫支出金についてですが、国庫負担金、国庫補助金、委託金の3つから構成されています。

まず、国庫負担金でございます。

丸の1つ目、民生費国庫負担金につきましては、日常生活において、常時特別の介護を必要とする障がい児者に対して手当を支給するため、特別障害者手当等給付費を受け入れるものでございます。

丸の2つ目、農林水産業費国庫負担金につきましては、大雨で発生した山地災害箇所の緊急

整備を行うため、緊急治山事業費を受け入れるものでございます。

9ページを御覧ください。

国庫補助金でございます。

主なものといたしまして、丸の2つ目、農林水産業費国庫補助金につきまして、農業支援サービス事業体に対するスマート農業機械等の導入補助等に充てるため、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費等を受け入れるものでございます。

丸の4つ目、土木費国庫補助金については、路肩崩壊の危険性が高まった箇所に対する災害防止対策工事に要する経費としまして、道路維持費を受け入れるものです。

10ページを御覧ください。

委託金でございます。

市町村に対して、国勢調査の実施に要する費用の交付等を行うための経費として、国勢調査費を受け入れるものです。

次に、議案第22号分でございます。こちらは国庫支出金として、国庫負担金と国庫補助金の2つから構成されております。それぞれいろいろと計上しておりますが、主に国の補正予算（第1号）に伴う公共事業や物価高対策の実施に要する経費として受け入れるものでございます。

12ページを御覧ください。

県債でございます。

議案第1号分で7億9,400万円余、議案第22号分で172億3,300万円余を増額いたします。

議案第1号分は、新しい県体育館でありますアスリートタウン延岡アリーナの整備などに充てるものでございます。

13ページを御覧ください。

議案第22号分は、いずれも国の補正予算に伴

う公共事業に充てるものです。

この結果、議案第1号と議案第22号を合わせた補正後の歳入合計は、一番下、補正後額にありますとおり、7,295億9,558万3,000円となります。

歳入予算の説明は以上でございます。

○福島総務課長 資料の14ページを御覧ください。

太枠で囲っているところでありますけれども、11月補正予算案のうち、議案第1号の歳出予算につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明させていただきます。

私のほうからは、議案第22号の歳出予算について、総務部全体を一括して御説明させていただきます。

今回の補正の内容は、人事委員会勧告等に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であります。

主な改定内容は、常勤職員の月例給は、国に準じて、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置きまして、平均で3.05%程度の引上げとなります。特別給であるボーナスの支給月数については、0.05月分の引上げとなります。また、常勤職員に適用される給料表を基礎として計算されている会計年度任用職員の報酬等も、常勤職員に準じて改定されることとなります。

これに伴う総務部の補正額は、議案第22号の列の一番下の計にありますとおり、2億4,679万3,000円の増額となっております。

この結果、一般会計の補正後の予算額は、1,660億377万円となります。

なお、資料21～41ページに、議案第22号の歳出予算、各課内訳を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

○廣池財産総合管理課長 財産総合管理課の補

正予算について御説明させていただきます。

資料の15ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の一番上、左から3列目にありますとおり、1,015万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、42億470万円となります。

内容を御説明いたします。

16ページを御覧ください。

(事項) 電話設備等管理費になります。これは、県が所有するテレビ受信機能つきカーナビ設置の公用車及びテレビに係るNHK受信料の契約状況について内部調査を実施したところ、過年度分について、全部局で223台の未契約が判明したものであり、そのうち、知事部局の136台分に係る未契約受信料を支払うための増額をお願いするものです。

17ページを御覧ください。

こちらは、令和7年度繰越明許費補正の追加でございます。

これは、「庁舎公舎等営繕工事事業」について、工法の検討及び関係機関との調整等に日時を要したことにより、翌年度への繰越しをお願いするものであり、1億1,017万3,000円の追加をお願いしております。

18ページを御覧ください。

こちらは、債務負担行為の追加になります。

今回、財産総合管理課からお願いしております2件のうち、まず、1件目の庁舎公舎等営繕工事費につきましては、令和7～8年度にかけて2,160万円の債務負担行為をお願いするものです。

その下、宮崎県東京学生寮管理運営委託費につきましては、令和7～12年度にかけて3,726万4,000円の債務負担をお願いするものです。

こちらは、議案第15号の公の施設の指定管理者の指定に係るものでございますが、内容については後ほど御説明させていただきます。

**○鎌田税務課長** 資料の19ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の一番上、左から2列目にありますとおり、1億3,048万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、599億8,460万8,000円となります。

内容を御説明いたします。

20ページを御覧ください。

(事項) 利子割交付金になります。

利子割交付金につきましては、利子割県民税額の59.4%の額を個人県民税の払込額構成比に応じて、市町村に按分して交付する法定交付金であります。政策金利の引上げに伴い、銀行等の預金利子が増加しましたことから、交付金の算定基礎となる税収が、当初より大幅に増加する見込みでありますことから、増額補正をお願いするものであります。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

**○松本委員** 資料16ページのNHK受信料について、過去にいろいろと新聞等でも報道がありましたので、内容は多少承知しておりますが、今回、県の補正予算に関わった内容としましては、何年ぐらいの経緯等があってこの積算になっているか、その辺りを説明してください。

**○廣池財産総合管理課長** まず、今回の未払いが発覚した経緯から御説明させていただければと思っております。

まず、今年の2月、愛媛県が公用車のカーナビ等について、NHKとの放送受信契約を設置

日に遡って締結したと発表したところがございます。これを受けて、本県においても同様の事例がないか調査した結果、今回発表させていただいた分の未契約が判明したところでございます。知事部局において、合計136台分ということですが、最も古いものにつきましては、カーナビについては、16年7か月分、テレビにつきましては15年5か月分となっております。

**○松本委員** 16年というと、いろいろな民法的なところからしますと、時効は発生しないのかと思いますが、その点について御説明いただけないでしょうか。

**○廣池財産総合管理課長** こちらにつきまして、受信機の設置をNHKに連絡せずに未契約だった場合には、消滅時効の起点が成立しないとされており、時効は成立しないという最高裁判所の判例が出ております。これに基づいて、支払う義務があると判断したところでございます。

**○松本委員** 最後にお尋ねします。今後、未払い分の受信料をお支払いしたら継続して対応していかなければいけないと思いますが、今後の対応について説明をお願いします。

**○廣池財産総合管理課長** 委員御指摘のとおり、今後、不要な受信料について支払いをしないようにする対策が重要だと考えております。

10月7日に当課と物品管理調達課の連名で、各所属にカーナビ等の取り外し作業、または受信をできなくする作業について通知しております。現在、101台のカーナビについて対象でございますが、ほとんどのものについては、1月末までに取り外しが完了見込みでございます。

一部につきましては、受信する必要があるものもありますので、そういったものについては、引き続き受信機器を取り付けて、その分については適正に受信料をお支払いすると考えており

ます。

○佐藤委員長 それでは次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○鎌田税務課長 委員会資料の42ページを御覧ください。

議案第3号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」であります。

こちらにつきましては、9月議会の本委員会において方向性を御報告させていただきましたが、今定例会において、本委員会で宮崎県森林環境税条例の改正議案を、環境農林水産常任委員会で宮崎県森林環境税基金条例の改正議案を御審議いただくものであります。

1の改正の理由であります。

本県では、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に、平成18年度から森林環境税として県民税均等割の超過課税を実施しており、これまで5年を1期として適用期間を延長してきたところ です。

今後も、国の森林環境譲与税との使途区分に応じて森林づくりに取り組んでいく必要があることから、適用期間延長の改正を行うものであります。

また、令和6年度に開始された国の森林環境税との区分を明確化し、混同を避けるため、条例名及び税の名称を変更するものであります。

続きまして、2の主な改正の内容であります。

条例名及び税の名称について、(1)の表にありますとおり、条例名を「宮崎県水と緑の森林づくり税条例」に、税の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更するものであります。

次に、超過課税の適用期間について、(2)

の表にありますとおり、個人に係る適用期間を令和12年度分までに、法人に係る適用期間を令和13年3月31日までの間に開始する事業年度分までに、それぞれ5年間延長するものであります。

最後に、3の施行期日であります。令和8年4月1日から施行することとしております。

○池北市町村課長 資料の43ページを御覧ください。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

まず、1の改正の理由ですが、政治資金規正法、政党助成法等が改正されたため、使用料及び手数料徴収条例の手数料に係る規定の改正を行うものです。

次に、2の改正の内容についてです。

(1)は、条例に規定しております政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料の対象文書に、今回の法改正により、国会議員関係政治団体の収支報告書に添付して提出されることとなる確認書を追加するものでございます。

なお、この確認書とは、国会議員関係政治団体の代表者の監督責任の明確化を図るため、当該団体の会計責任者が法令の規定に従って収支報告書を作成していることを、代表者が確認した旨を記載して提出する書類でございます。

続いて(2)は、政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書等の写しの交付手数料を新設するものであります。

国から交付された政党交付金の使い道などを明らかにするため、政党交付金の支給を受けた政党支部は、支部報告書等を作成して提出することとなっております。現在も閲覧申請は可能ですが、法改正により閲覧に加え、写しの交付

申請も可能となったことに伴い、手数料を新たに定めるものでございます。

手数料は下の表のとおり定めたいと考えております。

複写機により用紙に複写して交付する場合は、用紙1枚につき10円、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写して交付する場合は、CD-R 1枚につき80円、また、DVD-R 1枚につき100円に、当該支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額としており、当条例で既に対象となっております、上記(1)の政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料と同額としております。

最後に、3の施行期日につきましては、改正法が施行される令和8年1月1日から施行することとしております。

議案第4号の説明は、以上となります。

続きまして、資料の44ページを御覧ください。

議案第8号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、まず、住民基本台帳法において、住所や氏名など県内在住の方の住民票の記載事項は、都道府県知事保存本人確認情報として、例えば、地方税の賦課徴収やパスポートの受給など法に規定されている事務のほか、条例において個別に定められた事務について利用することが可能となっております。そうした情報は、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットを通じまして利用・提供が行われております。

今回の改正では、宮崎県住民基本台帳法施行条例において規定する、教育委員会などの知事以外の執行機関に対し、本人確認情報を提供することができる事務について、一部追加及び一

部削除を行うものです。

次に、2の改正の内容についてです。

(1)については、教育委員会が所管する県立高等学校等の入学手続等に係る事務を、本人確認情報の利用・提供を行う事務として、新たに追加するものです。

これまで県立高等学校等の入学手続の際、入学者とその保護者の住所確認のため、住民票の写しの提出を求めておりましたが、来年度からの提出省略に向け、手続が進められているところでございます。

本改正により、今後は県外からの入学者等、必要に応じて住基ネットによる住所確認を行うことが可能となるものです。

(2)について、監査委員が所管する住民監査請求における請求人の生存事実等の確認に係る事務を削除するものです。

これまでこの事務は、条例に基づき利用できる事務としておりましたが、本改正により法において新たに追加されました。このため、現在、条例において法との重複が生じていることから、条例における該当部分を削除するものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、公布日から施行することとしております。

**○廣池財産総合管理課長** 資料45ページ資料を御覧ください。

議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定につきましては、6月の常任委員会において、募集方針等の概要を御説明させていただいたところでございます。今回、指定管理者の指定について、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定に基づき、お諮りするものでございます。

1の施設の概要でございますが、宮崎県東京学生寮は、宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ることを設置目的としておりまして、前の指定期間である令和3年4月1日～令和5年3月31日においては、東京都に本社があるジャパンプロテクション株式会社が指定管理者として管理運営を行っておりましたが、令和5年度からは、宮崎県東京ビルの再整備に伴い、休寮となっております。

2の次期指定管理候補者でございますが、京都府に本社があり、東京本部や全国の支店・営業店を拠点として、学生寮や学生専用マンション等の企画開発や運営管理の事業を展開する株式会社ジェイ・エス・ビーを候補者として選定いたしました。

3の指定期間については、宮崎県東京ビルの供用が開始される、令和8年10月1日～令和13年3月31日の4年6か月間としております。

46ページを御覧ください。

4の指定管理候補者の選定概要につきましては、(1)の公募の状況として、令和7年7月7日から2か月間募集を行ったところ、②のとおり、株式会社ジェイ・エス・ビー1社から申請があったところです。

(2)の指定管理候補者の審査報告としては、①の審査の流れでございますとおり、申請書類に基づいて資格審査を行った後、指定管理候補者選定委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。

さらに、庁内の指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と施設所管課である財産総合管理課の評価結果を照らし合わせて、確認を行ったところでございます。

なお、指定管理候補者選定委員会及び選定会議の委員構成は、②、③に記載しているとおりでございます。

47ページを御覧ください。

選定基準及び審査項目・配点は、6月の常任委員会において御説明しましたとおり、「①住民の平等な利用が確保されること」から「⑤環境保全への対応等がなされること」まで、5つの基準に合計100点の点数を配分しております。

48ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。①の選定委員会における審査結果は441.2点、また、②の選定会議における確認結果は79.6点となり、選定委員会の審査結果及び選定会議の確認結果ともに、募集要領で定めた最低基準点を超える得点を得ております。

また、③の選定理由につきましては、1点目としまして、事業計画等から判断して、公の施設の効用を最大限に発揮し、また、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

2点目としては、入寮生向けポータルサイトの活用やウェルカムパーティーの開催、住み替え先相談などの利用者サービス向上に係る提案及び県内高校への広報活動による利用者増の提案など、いずれも実現可能な内容であり、適切であると認められること。

3点目として、自社のネットワークや安定した収益基盤を活用して、寮監の代行要員を確保し、都内拠点からのバックアップ体制を整えるなど、業務遂行に必要な体制が確保されていると認められることなどが評価されたところです。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容についてであります。

表の上側が指定管理料として提案されました

金額ですが、指定期間の合計、表の一番右でございまして、こちらが3,726万4,000円となっております、その下にお示ししております基準価格、合計3,739万7,000円の範囲内で、適正な収支計画となっております。

49ページを御覧ください。

こちらは、年度ごとの収支計画と県民サービスの向上等に係る提案が記載されているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今回議決をいただきましたら、指定の告示を行いまして、年度内に協定の締結を行う予定としております。

**○池田財政課長** 委員会資料50ページを御覧ください。

議案第18号「当せん金付証券の発売について」でございます。

これは、1の提案の理由にありますとおり、令和8年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

2にありますとおり、発売金額は100億円以内と設定させていただきたいと考えております。

3に記載しておりますが、この考え方につきましては、過去の発売実績も考慮しながら、発売金額の今後の増加にも対応できる限度額として設定するもので、ここ数年100億円をお願いをしているところでございます。

**○伊東人事課長** 委員会資料の51ページを御覧ください。

議案第30号、議案第32号の内容につきまして御説明いたします。

まず、議案第30号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

先ほど総務課長から概要の説明がありましたので、私から、条例の内容について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。

人事委員会による令和7年の民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことや、国の人事院勧告等を踏まえ、人事委員会より、職員の給与に関する勧告等がありましたことから、国や民間の給与との均衡等を考慮して、勧告どおり改定することとし、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

まず、(1)給料表につきましては、人事委員会勧告に基づき、平均で3.05%程度引き上げることとし、全ての給料表について、国に準じて引き上げる改定を行います。

次に、(2)の諸手当についてであります。

①の初任給調整手当につきましては、医師及び歯科医師に係る手当を国に準じて改定するものであります。

次に、②の通勤手当についてであります。自転車分に係る通勤手当につきましては、国に準じて改定することとし、本県独自の定めをしております自動車等分に係る通勤手当につきましては、人事院勧告を踏まえ、上限額を5万5,000円から6万6,400円に引き上げるものであります。

次に、③の特地勤務手当に準ずる手当についてであります。

特地公署または準特地公署に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居移転をした職員に支給してきましたが、国に準じて採用に伴い転居した職員にも手当を支給可能とする

ものでございます。

52ページを御覧ください。

④の宿日直手当についてであります。

人事委員会勧告に基づきまして、国に準じて改定を行うものであり、通常の宿日直を例にしますと、4,400円から4,700円となります。

次に、⑤の特別給、いわゆるボーナスにつきましては、人事委員会勧告に基づき、支給月数を年間で0.05月引き上げるものであります。

一般職員を例にしますと、表の改正後の欄にありますとおり、令和7年度は12月期の支給月数を0.05月引き上げ、令和8年度以降は表の一番下の欄になりますが、6月期と12月期を均等に引き上げることで、いずれも年間で4.65月となります。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など、4つの条例について改正を行うものであります。

4の施行期日等につきましては、公布の日から施行しますが、前ページの2(1)の給料表及び(2)諸手当のうち①～④について、令和7年4月1日から適用いたします。

また、本ページ上部の(2)⑤の特別給に係る改定のうち、令和7年12月期に係る改定につきましては、令和7年12月1日に遡及して適用し、令和8年度以降分に係る改定については、令和8年4月1日から施行いたします。

続きまして、53ページを御覧ください。

議案第32号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

知事及び県議会の議員等の特別職の期末手当につきましては、これまで国に準じて改定してきたところであり、今般、国の特別

職において支給月数の改定が行われることなどから、これを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてであります。

国の特別職に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。

具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、令和7年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ1.775月とし、年間では3.5月となります。

また、令和8年度以降は表の一番下の欄になりますが、0.05月分を6月期と12月期に割り振り、それぞれ1.75月とし、年間では、令和7年度と同様に3.5月となります。

54ページを御覧ください。

3の改正を要する条例につきましては、知事や県議会の議員など、6つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和7年12月1日から遡及して適用いたします。ただし、令和8年度以降分の改定につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しましたが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。執行部の説明を終了しまして、残りの質疑につきましては、本日の午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ございませんので、委員

会は午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時59分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

特別議案について質疑はありませんか。

○山内委員 資料49ページの東京学生寮に関することを教えてください。令和8年度の利用料金について、料金取扱いは今後決定するということですが、寮費が幾らなのか。指定管理者が変わる前から変更があったのでしょうか。あと、寮は2年間だったと思うんですけども、指定管理者が変わることによって、何か変更があったのかどうか教えてください。

○廣池財産総合管理課長 東京学生寮の寮費につきましては、今回、建て替えに伴いまして、新しい寮費を4万2,000円ということに定めさせていただきますまして、この範囲内で事業者からの提案を求めたものです。事業者からは、4万2,000円という形で提案いただいております。

なお、建て替え前の寮費は1万9,450円ということで、建て替え前と比べてかなり高額にはなっておりますが、当初、建て替え前が2人部屋、風呂・トイレ共同というところから、今回、個室の風呂、トイレつきということになりましたので、近隣の物件の料金からしても適正なものではないかと考えていることです。

○山内委員 期間については、そのまま変更はないのでしょうか。

○廣池財産総合管理課長 期間につきましては、原則、前と同じような形で考えております。最長2年間、原則1年間という形で、細かい運営につきましては、今後、調整していくことになると考えております。

○山内委員 令和8年度の途中から入寮して最長2年ということは、1年ちょっとで退寮するイメージという理解でよろしいですか。

○廣池財産総合管理課長 この令和8年度から令和9年度の寮収入でございますが、まず、募集の時点では、令和9年度以降の入居について、去年4月から入寮を受け付けるという形で募集をしておりました。

今回、令和8年度に寮費を取っている理由ですが、今回、事業者からの新たな提案として、学生が4月前に、3月の段階で、入学準備であったり、その生活に慣れるためといった理由で、3月中の入居を希望される場合には受け付けることができるため、その場合の費用として提案されております。

ですので、令和9年4月を起点として入寮期間を考えることになっておられます。

○山内委員 3月から入居した場合、最長2年ということは、出るときも3月で出ないといけないということですか。

○廣池財産総合管理課長 あくまで、\*令和8年3月の入居自体、現時点では事業者から提案いただいているものでして、正式に3月から受入れをすると決定している状況ではございません。

具体的には、今議会で議決をいただいた後、事業者と協議をする中で決定するものになるかと思っておりますが、原則としては、あくまで令和9年4月から正式に受入れになりますので、そちらを起点に考えることになるとは思っております。

○今村委員 利用料金関係の部分なんですけれども、入居率というか稼働率については、こちら辺は100%で見ているということですか。

※28ページに訂正発言あり

○**廣池財産総合管理課長** 積算に当たりましては、90%を想定しております。こちらは、今までの建て替え前の定員が100名だったことに対して、今回52名と半分以下になること、また、新築であること、今回から女子学生も対象とするということで、非常に人気が出るであろうことを想定しております、ほぼ満室が期待できるものとして、90%と設定したところでございます。

あと、先ほど申し上げた中で1点訂正をさせていただきます。

先ほどの説明の中で入居の開始が令和8年3月と申し上げておりましたが、正しくは令和9年3月でございます。訂正させていただきます。

○**佐藤委員長** よろしいですかね。

○**山内委員** 入居率の想定が90%ということなんですけど、初年度に90~100%埋まった場合は、次の年度は新しい人の受入れができない感じになるのでしょうか。

○**廣池財産総合管理課長** 基本的には、入寮期間は、先ほど申し上げた期間になりますので、寮生が退去して、その後、新しい寮生の入替えをしていくイメージでございます。

○**外山委員** 関連なんですけれども、つまり、若い子が東京へ行って、生活に慣れるまで2年間は住んでもいいよと、2年過ぎたら自分で探しなさいと、そうして回していくわけだね。

○**廣池財産総合管理課長** 原則としては1年でございますが、委員御指摘のとおりでございます。

○**外山委員** 他県も1年で出るような——同じような感じですかね。

○**廣池財産総合管理課長** 他県の学生寮でございますけれども、県が直営という形で運営している寮は、実は当県以外ほとんどございません。

ほかはいろいろと、団体などが運営をしているというのがございますが、入寮期間を何年に設定しているかということは情報を持っておりません。申し訳ございません。

○**山内委員** 原則1年で出ていってもらう形だと、毎年希望者が出てくるんですけども、2年まで入居できる時がどういふときなのでしょう。全員が2年までというのと、次の年は入りたくても入れないということになるわけですね。みんないいところに安くで入居することを一番に希望すると思うので、2年まで延ばすときの条件が何か決まっているのか教えてください。

○**廣池財産総合管理課長** 原則として2年になりますのは、新しい入居希望者が少ない場合を想定しております。ですので、入居希望者が続くうちは、原則1年での運用になると考えております。

○**齊藤副委員長** 議案第30号と議案第32号なんですけれども、それぞれ職員の給料並びに諸手当、特別給、そして、特別職における給与及び旅費ということですが、それぞれ想定されている増額の金額はわかりますか。

○**伊東人事課長** 一般職と特別職になります。一般会計の部分になりますけれども、特別職がおおよそ210万円程度です。それから、一般職が49億円ほどになります。トータルで49億円ぐらいになるという感じです。

○**佐藤委員長** それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時17分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 説明に入ります前に、おわびとお礼を申し上げます。

まず、このたび、県カヌー協会の元理事長であった県立高校の教諭が選手強化費などの名目で交付された補助金を横領した容疑で逮捕されたことに関しまして、県民の皆様、県議会の皆様に、多大なる御心配と御迷惑をおかけしており、深くおわび申し上げます。

警察報道によりますと、事案の対象は令和3年1月の選手強化費等の補助金とのことですが、この補助金は、現在、当局で所管しているものと考えられますことから、今後、教育委員会と連携し、事実関係を確認した上で、必要な対応などにしっかり取り組んでまいります。

また、先日行われましたひなたTENNIS PARK MIYAZAKI屋外コートオープニングセレモニーにつきましては、御多忙の中、県議会からも日高副議長、そして、佐藤委員長に出席を賜りました。誠にありがとうございました。

引き続き、宮崎国スポ・障スポの準備に万全を期してまいります。

それでは、本日御報告いたします項目について御説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

目次でございますが、今回、宮崎国スポ・障スポ局からお願いしておりますⅠの議案につきましては、議案第1号及び議案第22号の一般会計補正予算2件でございます。

次に、Ⅱの特別議案につきましては、議案第

11号及び議案第12号の「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事」と「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業」に係る工事請負契約の変更についての2件でございます。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当次長及び担当課長から説明いたします。

なお、今、机上のほうに追加で直近の状況の写真を配付させていただいておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

議案第1号及び議案第22号につきましては、令和7年度宮崎県一般会計補正予算でございます。

議案第1号といたしまして4億6,497万円の増額補正、議案第22号といたしまして1,999万6,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、右から2列目の一番下でございますように、補正後の額は121億720万6,000円となります。

詳細につきましては、後ほど担当次長及び担当課長から説明させていただきます。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 まず初めに、私のほうから、給与改定に伴う人件費の補正及び繰越明許費補正、債務負担行為補正について、局全体を一括して説明をいたします。

資料3ページを御覧ください。

まず、議案第22号の人件費に係る補正ですが、表で言いますと右から3列目の一番下、合計欄にありますとおり、1,999万6,000円の増額補正をお願いしております。

今回の改定は、人事委員会勧告に基づくもの

でありまして、月例給を平均で3.05%程度の引上げ、また、特別給であるボーナスの支給月数を0.05月引き上げることに伴う増額でございます。

また、障スポ大会課の補正額はゼロとなっております。これは、本年4月の組織改正により、障スポ大会課が新設されましたので、組織改正前の総務企画課において、障スポ大会課分も含めて予算を計上していることによるものであります。

この資料の6ページ、8ページ、12ページ、13ページに、それぞれ各課の歳出予算説明資料を添付しております。後ほど御覧いただければと思います。

4ページを御覧ください。

繰越明許費補正(追加)であります。

「県有スポーツ施設整備事業」340万円についてであります。これは、来年3月完成予定であるアスリートタウン延岡アリーナのオープニングのセレモニー及びイベントについて、関係機関との調整に日時を要したことにより、来年4月での開催となったことによるものであります。

次に、5ページを御覧ください。

債務負担行為補正(追加)であります。

「日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会運営準備補助事業」5,311万9,000円についてであります。これは、令和8年度の早い時期に市町が開催する国スポ競技別リハーサル大会の運営に要する経費のうち、令和7年度から執行が必要な事由が生じた市に対し補助を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

詳細につきましては、この後、担当課長が説明をいたします。

○橋倉競技・式典課長 総務政策常任委員会資料の7ページをお開きください。

資料5ページにありました議案第1号関係、「日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会運営準備補助事業」の詳細について、補正予算額5,311万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

事業の目的ですが、国スポ会場となります市町の財政的負担の軽減及び競技会の円滑な開催準備・運営を図るため、令和8年度の早期に国スポ会場地市町が開催します競技別リハーサル大会の運営に要する経費に対し、補助金を交付するものであります。

次に、事業の概要です。

(1) 事業内容は、リハーサル大会運営準備補助金で、補助率は2分の1以内であり、令和8年度の早期に市町が開催する国スポ競技別リハーサル大会の運営に要する経費のうち、令和7年度から執行が必要な事由が生じた市に対して補助を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

(2) 事業の仕組みは、市町への補助であります。

(3) 期間等につきまして、①令和7～8年度の2年間、②の債務負担行為額5,311万9,000円の内訳であります。アの延岡市の柔道競技は全日本実業柔道団体対抗大会に係るものでありまして、全国規模の大会で、他市町のリハーサル大会より参加者規模が大きく、主な経費にあります。試合用畳の輸送・設置などをはじめとした、設営業者との調整に時間を要する会場内部の仮設のほか、競技運営用の電子掲示板でありますとか、あるいは、勝敗を判定する審判官のためのモニター等の電子機器システム及び電気工事設備などの競技用具借上げに、年度

内発注の必要があるために要する経費、2,188万1,000円となっております。

続きまして、イの串間市の弓道競技であります。全日本勤労者弓道選手権大会に係るものでありまして、延岡市同様、全国規模の大会で参加者規模が大きいことから、主な経費にあります主会場以外の選手控え所設営などの会場仮設について、設営業者との調整に時間を要すること、また、弓道の競技用具であります的枠や巻きわらなどは作成可能な業者が少なく、注文を受けてから制作に取りかかり、納品に3～6か月程度を要するということがあるため、年内の競技用具借上げ・購入に係る発注の必要があるために要する経費、計3,123万8,000円ということになっております。

③の年割額等についてですが、精算払いであるため、今年度はゼロ円、来年度の全額執行を予定しております。

事業の期間は、令和7～8年度の2年間であります。

なお、8ページの給与改定に伴う人件費の補正につきましては、先ほどの次長の説明どおりであります。

**○財部施設調整課長** 施設調整課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の9ページを御覧ください。

施設調整課の11月補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄であります。4億6,497万円の増額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、102億9,337万7,000円となります。

補正の内容につきましては、10ページを御覧ください。

「県有スポーツ施設整備事業（体育館整備事業）」の補正予算について御説明いたします。

これは、アスリートタウン延岡アリーナの整備において、資材価格の高騰等に対応するインフレスライド等による増額補正を行うものです。

事業の概要であります。①補正額は4億6,497万円、②の内訳となります。令和7年度当初予算56億1,554万1,000円に補正額4億6,497万円を加え、補正後の額は60億8,051万1,000円となります。

補正額の内訳につきましては、括弧書きにありますとおり、インフレスライドによる増額が4億5,061万1,000円、設備工事における週休2日達成による増額が1,435万9,000円となります。

次に、11ページの資料にて、施設の概要等を御説明させていただきます。

当施設は、延岡市に整備を進めており、延べ床面積1万2,998.2平米、地上2階の鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、木造の建物であり、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室を備えた施設であります。

右のほうに、参考までに、10月末時点の外観とメインアリーナ内部の施工状況写真を載せております。

一番下の事業スケジュールの表にありますとおり、令和3年9月にサブアリーナから着工し、令和5年8月にサブアリーナの供用を開始しております。

現在は、表の最下段にありますようにメインアリーナの工事を進めており、来年3月の完成を予定しております。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

予算議案についての質疑はありませんか。

**○松本委員** 全体のスケジュールのところで、地元自治体とさまざまな整備も分担しながら進んでいると思います。

体育館のスケジュールは確認できたわけですが、リハーサル大会も予定されていることですので、年度変わりを含めた全体のスケジュールについて、延岡市との調整を図っているところがありましたら、その点をお聞かせいただけないでしょうか。駐車場整備とかいろいろな面もあるので、そういった面でお伺いいたします。

○財部施設調整課長 リハーサル大会はうちの課ではないんですけれども、続けて少し簡単に御説明したいと思います。

今年度3月に工事が完成する予定でございますが、まだ日程は調整中でございますが、4月にオープニングイベントを開催する予定でございます。その後、6月、9月、3月と、リハーサル大会がそれぞれ予定されておりまして、6月の柔道のリハーサル大会には間に合う予定であります。

駐車場でございますが、体育館に隣接する敷地内の駐車場につきまして、今、県のほうで施工中でございますけれども、その周辺の飛び地になっているような駐車場ですとか、河川敷の駐車場につきましては、今、延岡市のほうで準備中ございまして、全部で800台の予定になっております。

リハーサル大会には間に合うものと考えておりますが、今のところ、延岡市のほうで準備を進めておられると伺っております。

○松本委員 延岡市のほうも体育館の裏側というんですかね、道も整備しながら準備が進んで、さらに利用者の方の利便性も高まっていくのかなあと思いました。御苦労も多かったと思いますけれども、ぜひ大会に間に合うような形で、今後の進行管理に努めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明終了後にお願いたします。

○財部施設調整課長 資料の14ページをお開きください。

議案第11号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

これは、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIのコート部分の改修及び附帯工事に係る工事請負契約について、変更を行うものであります。

契約金額につきましては、2の(2)にありますとおり、変更前25億1,573万3,000円が1,922万9,932円増額し、25億3,496万2,932円となります。変更理由は3にありますとおり、インフレスライドによる増額であります。

右側に記載のイラストは、屋外コート及びインドアコートの完成予想イメージ図であります。別にお配りしております全体状況写真の1枚目、2枚目にもありますとおり、今、来年3月の完成に向けまして、順調に工事を進めているところであります。

続きまして、資料の15ページをお開きください。

議案第12号「工事請負契約の変更について」御説明をいたします。

これは、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIの管理棟の再整備及び附帯工事に係る工事請負契約について、変更を行うものであります。

契約金額につきましては、2の(2)にありますとおり、変更前5億1,894万8,441円が965万

2,231円増額し、5億2,860万672円となります。  
変更理由は3にありますとおり、インフレスライドによる増額であります。

右側に記載のイラストは、管理棟の完成予想イメージ図であります。先ほどと同じように、別に配付の資料の3枚目に状況写真を添付しておりますので、御参照いただけたらと思います。

なお、今、御説明しましたコート部分の改修工事と、管理棟の再整備工事のいずれの変更につきましても、令和7年度当初予算の範囲内で増額するものでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 知事から、議案の説明のときに必ず参考に出される有明テニスの森ですが、何面ぐらいのコートがあるんですか。そこと匹敵するぐらいと言われていたと思います。

○財部施設調整課長 有明テニスの森は屋外コートとして、ハードコートが23面、砂入り人工芝の屋外コートが16面、センターコートが1面ございます。また、屋内コートとしてはハードが8面ございます。

○齊藤副委員長 今の話を聞くと、やっぱり有明テニスの森は相当すごいですね。

○財部施設調整課長 確かにコート数はかなり多いんですが、先ほど申し上げました屋外コートとしてハードが23面、屋内コートとしてハードが8面ということで、合わせて31面、プラスセンターコートがございしますが、県のハードコートは24面ございますので、そこそこいいと思います。

申し訳ありません。先ほど説明した有明のコートは、プラスでショーコートも1面ございます。

確かにコート数の差はあるんですけども、

ハードコートの数はそこまで遜色ございませんし、サーフェスは全豪オープンと同じ基準のサーフェスということで、日本テニス協会からも非常にいいコートだと評価いただいているところでございます。

○齊藤副委員長 本県にこれだけのものが出来上がって、国内で本県に次いでハードコートがしっかり整備されている県というのは、次はどこになるんですか。

○財部施設調整課長 あくまでハードコートの面数ということで比較しますと、茨城県にございます笠松運動公園というところが、ハードコートが14面ございます。また、埼玉県の吉見総合運動公園というところは、ここもハードコートが14面ですね。あと、福井県の運動公園テニス場が16面、岐阜県の岐阜メモリアルセンターにございますテニスプラザが17面、愛媛県にございます総合運動公園が17面、鹿児島県の鴨池庭球場が16面、ハードコートがございます。

○齊藤副委員長 今の課長の話を聞いただけでも、やはり本県に24面が整備されるというのは、先ほどの茨城県や埼玉県に比べても飛び出ていると思いました。知事の話にあった男子の代表合宿なども本県で行われるということですので、これをきっかけに、今まで野球があって、サッカーがあって、ラグビーがあって、トライアスロンがあってとなった中に、明らかにテニスが入ってくるので、ぜひテニスに関しても、担当課の皆様もいろいろと研究いただいて、テニスイコール宮崎のイメージとなるよう積極的に頑張ってください。

○河野委員 関連で、本当に面数も多くていいと思うんですけども、決勝を行うときのメインコートのような観客が入れるコートはどういう感じになるんですか。

○財部施設調整課長 まだ検討中といえますか、運用をどうするかという問題がございますけれども、今、日本テニス連盟とかとお話ししている中では、インドアコートに隣接する屋外コートの管理棟から見て2番目——写真で言いますと、今、舗装中のところがありますね、この緑の天然芝、今、施工中ですけれども、これの左から2つ目がセンターコートというか、決勝のコートになるのではないかと伺っております。もしかしたら変わるかもしれませんが、この辺りがそういう決勝のコートになると考えております。

○河野委員 ここをセンターコートにするというようになったときに、観客は何人規模ぐらいになるんですか。

○財部施設調整課長 実際には、大会を運営するときにはどれほどの仮設席を作るかというところと密接に関係していますので、ここではっきり申し上げることはできないんですけれども、主催者と相談しながら考えていくものと考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○山内委員 冒頭ありましたカヌー協会の件ですが、天皇杯に向けて大きな痛手ではないかと思うんですけれども、今現状としてどのような影響があると捉えているのか教えてください。

○横山競技力向上推進課長 カヌーに関しましては、本県では今年の滋賀国スポも93点獲得して、天皇杯順位で3位でございました。令和4年の栃木国体では競技別の天皇杯も獲得して、その後ずっと1桁で推移しておりますので、少年種別に関しても、青年種別に関しても本県が

誇れる競技団体の一つです。

しかしながら、指導者というところでは、他の競技団体と比較すると数が十分でない、脆弱なところもありますので、早急にどういった対応ができるか、競技団体と連携を取りながら、あるいは教育委員会等とも連携しながら、指導者の確保を今後どうしていくかという形で取り組んでいきたいと考えております。

○山内委員 カヌーの指導者は少なかったと思うので大変だと思ったところでした。

少し話は変わりまして、国スポのほうは、天皇杯獲得という目標が明確に出てきているんですけれども、障スポのほうの目標はあまり聞かないんですが、どのようになっているんでしょうか。

○駒路障スポ大会課長 障スポに関しましては、国スポの天皇杯のように各県対抗で競うというものはございません。基本、出場した選手が、障がいの種類ですとか、程度に応じてかなり細かく区分分けをされまして、レースごとに1位、2位、3位なりをつけるといったところが目標となります。

うちの県に関して言いますと、障スポ個人が7競技、それから団体が7競技ありますけれども、個人は県に枠が来ますので、それなりに選手に行っていただけなんですけど、団体は九州ブロックを突破しないと出場できないということになってまして、ここ最近、全く出場できていない状況でございます。

その競技力向上のほうは、障がい福祉課のほうでいろいろと事業もやってはいただいているんですが、まずは、そこに参加していただける障がい者の方を探すというレベルの種目もありますので、その辺をあと2年間かけて、少しずつやっていきたいと思っております。

○山内委員 滋賀県などは金メダルを何個取りましたとか、結果が出てるところでした。宮崎県の様子を見るとなかなか出てないと、国スポだろうが障スポだろうが選手としては、上位を目指すのではないかと思うところですが、水泳とか聞くと、輪番で全国大会行けるように回している話も聞いたことがあったんですけども、だからそういった、本当に全国で活躍できる選手を送り出しているのではなくて、順番で経験的にやっているような話もあったので、そういった障スポに対する考え方はどうなっているのかと思ったところでした。

○駒路障スポ大会課長 おっしゃるとおりでございます。障スポに関して言いますと、競技が強いだけではありませんで、例えば、まだ行ったことのない選手を派遣するとか、そういったことを競技団体のほうと調整しながら選手の選定をすると障がい福祉課から聞いております。

○佐藤委員長 私からいいですか。

○齊藤副委員長 委員長を交代します。

○佐藤委員長 先ほどのカヌーに絡みますけれども、ほかの競技団体でもそういう可能性が出てこないように、いけば指導力は優れているけれども、いわゆる金銭の扱いについて任せっきりになってしまって、そうなってしまった可能性も、いろいろなことが考えられます。

ほかにそういう人が必要だったのかもしれないし、詳しくは私たちは分かりませんが、国スポ前に、またこういうことが起きないように、ほかの競技団体でもしっかり指導すべきだと思います。役割の分散もしっかり確認するなど、ほかの競技団体でもやらないと、いい指導者を失うことになるので、そうならないようお願いしたいと思います。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 ご心配をかけ

て大変申し訳ございません。この事件が発覚した後に、教育委員会と連名で、まず、県スポーツ協会のほうにコンプライアンスや金銭管理等の徹底についての文書を出させていただいたところでございます。スポーツ協会のほうでもそれを受けまして、各競技団体に、もっと細かいレベルで改めて確認、周知徹底の文書を出させていただいたところでございます。

事件の詳しいことについて、まだマスコミ報道以外に正しいところをつかんでいませんので、そこを解明した上で、また方法等、必要なところを見直して、今後、宮崎国スポに支障のないようにしっかり努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 競技に集中できるとか、いろいろしっかり役割を分けてやっていただくようお願いいたします。

○齊藤副委員長 委員長を交代します。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時54分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました予算議案について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明終了後をお願いいたします。

○平山会計管理者 会計管理局の令和7年度11月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料（議案第22号）、

の171ページ、タブレットでは177ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、1,422万4,000円の増額をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、右から3列目になります。8億9,101万8,000円となります。

補正予算の内容は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額であり、主要内容につきましては、常勤職員の月例給が平均3.05%の引上げ、特別給であるボーナスの支給月数が0.05月分の引上げとなっております。

また、会計年度任用職員の報酬等も、職員に準じて改定されることとなります。

**○日高人事委員会事務局長** 令和7年度11月補正予算につきまして、説明させていただきます。

歳出予算説明資料207ページ、タブレットでは213ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄でございますが、総額で383万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億6,889万円となります。

次に、補正する事項について説明いたします。

紙の資料では209ページ、タブレットでは215ページを御覧ください。

1段目の(事項)職員費365万円の増額及びその下の(事項)事務局運営費18万6,000円の増額であります。これらは人事委員会勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものでございます。

改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

**○坂元監査事務局長** 令和7年度11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の203ページ、タブレットの209ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄でございますが、総額で424万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は1億9,296万1,000円となります。

次に、補正する事項について御説明いたします。

紙資料では205ページ、タブレットでは211ページを御覧ください。

まず、上から1段目、(目)委員費については、その右、(事項)委員報酬4万8,000円の増額補正でございます。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえた常勤監査委員の期末手当0.05月分の引上げによるものでございます。

次に、上から2段目、(目)事務局費についてであります。

まず、(事項)職員費400万9,000円、その下、(事項)運営費18万6,000円の増額補正でございます。これらは、人事委員会勧告に基づき、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものでございます。

給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

**○川畑議会事務局長** 紙の歳出予算説明資料の2ページ、タブレットでは8ページを御覧ください。

左から3列目の補正額にありますとおり、1,169万円の増額であります。この結果、右から3列目にありますとおり、11億9,633万9,000円となります。

次に、補正する事項について御説明いたします。

同じく紙資料では4ページ、タブレットでは10ページを御覧ください。

まず、一番上の段、(目) 議会費、(事項) 議員報酬は184万3,000円の増額であります。

これは、議員の期末手当の支給月数が0.05月分引き上げられることによるものであります。

次に、2番目の(目) 事務局費、(事項) 職員費が741万1,000円の増額であります。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴うもので、先ほどの会計管理者の説明と同様であります。

その下の(事項) 本会議運営費以降の事項につきましても、職員に準じまして会計年度任用職員の報酬等が改定されることによる補正でございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

---

午後2時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会議程の最終日に行うことになっているため、明日、行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後2時4分散会

令和7年12月5日(金曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	齊藤	了介
委員		外山	衛
委員		山内	いっとく
委員		今村	光雄
委員		松本	哲也
委員		河野	通博

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	岩下	恵美
政策調査課主査	藤原	諒也

---

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第22号、議案第30号及び議案第32号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第22号、議案第

30号及び議案第32号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月22日木曜日に予定されております閉会中の委員会についてであります。

暫時休憩をいたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時4分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月22日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもって、委員会を閉会いたします。

午後1時4分閉会



署 名

総務政策常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋

